

所沢市議会基本条例素案についてのパブリックコメント手続き ご意見と市議会の考え方

平成21年1月に実施した「所沢市議会基本条例素案への意見募集」について、11名の方から75件のご意見をお寄せいただきました。寄せられたご意見と、それぞれのご意見に対する市議会の考え方について公表します。

お寄せいただいたご意見は、所沢市議会基本条例制定の参考とさせていただきます。

1. 意見募集の概要

- (1) 募集期間 平成21年1月5日(月)から19日(月)まで
- (2) 意見受付 直接持参、郵送、FAX、電子メールのいずれか

2. 意見総数

- (1) 人数11名(内訳:直接持参 2人/ FAX 1人/ 電子メール 8人)
- (2) 件数75件

対象	件数
前文	1
第1章 総則	
第1条 目的	3
第2条 議会の役割	5
第2章 議会及び議員の活動原則	
第3条 議会の活動原則	6
第4条 議員の活動原則	3
第5条 会派	2
第3章 市民と議会の関係	
第6条 市民参加及び市民との連携	3
第7条 議会報告会	3
第8条 意見提案手続	1
第4章 議会と行政の関係	
第9条 議員と市長等執行機関の関係	4
第10条 閉会中の文書による質問	1
第5章 議会における審議	
第11条 議会審議における論点情報の形成	1
第6章 議員間の自由討議	
第12条 議員間の自由討議	1
第13条 政策討論会	4
第7章 委員会の活動	
第14条 委員会の運営	
第15条 議会運営委員会	
第8章 政務調査費	
第16条 政務調査費	1
第9章 議会及び議会事務局の体制整備	
第17条 議員研修の充実強化	1
第18条 議会事務局	1
第19条 予算の確保	1
第20条 議会図書室	
第21条 議会広報の充実	2
第22条 専門的識見の活用	1
第23条 附属機関の設置	1
第10章 議員の政治倫理、身分及び待遇	
第24条 議員の政治倫理	1
第25条 議員定数	9
第26条 議員報酬	9
第11章 補則	
第27条 見直し手続	1
全般	9
合計	75

ご意見の内容		ご意見に対する市議会の考え方
前文		
1	所沢市議会基本条例素案を支持します。 私見 地方分権一括法とその背景にある高齢化の進行や中央集権システムの行き詰まり、さらには国の財政状況等を見ると地方自治体は社会的環境の変化に対応すべく自らの変革を求められている。この期に所沢市の二元代表制の一翼である市議会が本条例の制定を図ることは時宜にかなっている。 本条例の理念は前文に明記されているが、分かりやすく正にそのとおりである、この前文、特に後段を高く評価する。	ご指摘いただいた趣旨を活かしながら、進めてまいります。
第1章 総則		
第1条 目的		
2	「議会が担うべき役割をはたすために…」として、議会の役割があるが、議会を構成する議員の役割、責務の文言も入れるべきだと考える。	(仮称)まちづくり基本条例との整合性を考慮しながら、今後の参考とさせていただきます。
3	「議会が市民の付託にこたえ、」の次に、「議会の役割を旺盛な市民参加で充実させ、」を挿入する。市民参加が市長等執行機関だけのお株になっては、ますます議会の存在理由が希薄になる。そうなることは地方自治の危機をもたらすと思われる。	ご指摘の趣旨は前文に盛り込まれております。
4	目的としては良くまとまっていると思いますが、気になる点は「二元代表制」です。「二元代表制」を本気で実現するためには、事実上行政に大きく依存している実態を改革する必要があると思います。そのためには、本素案に規定する諸条項を具体的に実行することが肝要だと考えます。	二元代表制をさらに充実させるために、本条例を制定するものです。
第2条 議会の役割		
5	二元代表制である地方自治体の議会には、意思決定、行政の監視機能と同時に立法機能いわゆる政策立案機能があると思う。ここに、政策立案機能を追加すべきと考える。	前文及び第2条第2項の「条例制定」部分に、政策立案機能が盛り込まれております。
6	議会の役割に「行政活動を監視する」とあるが、市の財政の長期的視野に立った議論不足。非常に大切な視点と思う。議会・議員も自らももっと勉強を。	ご指摘いただいた趣旨を活かしながら、進めてまいります。
7	「行政活動を監視する」チェック機能不足。新規の計画についての審議はあるが、計画進行中、終了時の評価などが不十分だ。行政の自己評価では駄目だ。	ご指摘いただいた趣旨を活かしながら、進めてまいります。
8	第1項全文は、第1に、第1条の「二元代表制」の趣旨から齟齬があると思われ、第2に、「市民の代表」を議員のみに限定して、開かれた議会への障害となる規定であり、議会の存在理由が危うくなる。この第1項はとりあえず削除する。	この条文は市民の代表を議員と限定するものではありません。
9	(1)「予算の議決」は「予算の議決及び決算の承認」とセットで規定すべきです。「行政執行を効果的に監視」するためには、予算議決だけでなく「決算承認」も重要な機能です。 (2) 議会の主要機能である3点に限定せず、せっかく前文で地方自治法96条第1項を引用し、「法律に反しない限り、議決権及び条例制定権等を有する。」と拡大している趣旨を織り込むべきだと考えます。	(1) 決算の認定については、条文に取り入れる方向で検討させていただきます。(2) 地方自治法第96条第2項に基づき、議会の議決すべき事件を定める条例(案)を同時に提出する予定です。

第2章 議会及び議員の活動原則		
第3条 議会の活動原則		
10	それぞれ条文の小見出しは、「活動原則」でなく「責務」とした方がいい。他の条例では市長や住民、企業の責務となっている例が多い。	(仮称)まちづくり基本条例との整合性を考慮しながら、今後の参考とさせていただきます。
11	第3条第4号、「ユニバーサルデザイン」の意味がよく分からない。できれば日本語にした方がいい。	一般的にはまだ聞きなれていない単語ではありますが、日本語では「万人向け設計」となります。この単語の採用については委員会でも様々な議論がありましたが、日本語では逆に馴染みづらいついで、あえてカタカナ文字の採用としました。解説文には、日本語での訳文を盛り込ませていただきました。しかし、このたびのご意見を真摯に踏まえさらに議論してまいります。
12	第3条第2号、「積極的な情報公開」このための具体案。たとえば議員が発行する議会報も視野に入れていますか。文言も「取り組む」では弱く、「～を行う」が望ましい。	文言については参考に議論してまいります。
13	第3条第3号、「自由闊達な」、この表現にひっかかりません。条例的語句ではないと考えます。⇒度量が広く、小事にこだわらない(明鏡国語辞典)。	自由闊達とは、議員間での自由な議論を想定しております。
14	第3条第4号、「ユニバーサルデザイン」他の表現になりませんか。「市民にとってわかりやすい」という文言が直前にありますよね。わかりにくい言葉です。	一般的にはまだ聞きなれていない単語ではありますが、日本語では「万人向け設計」となります。この単語の採用については委員会でも様々な議論がありましたが、日本語では逆に馴染みづらいついで、あえてカタカナ文字の採用としました。解説文には、日本語での訳文を盛り込ませていただきました。しかし、このたびのご意見を真摯に踏まえさらに議論してまいります。
15	(1) 民主的な自治体議会運営にとって必要なキーワードは殆ど網羅されていますが、 (2) これら美しい文言の実行が如何に具体的に担保されるかの重要性については前記2.(1)の通りです。行政が策定する諸計画の「美しい理念」が必ずしも実行に結びついていない轍は踏まないで頂きたい。 (3) 「ユニバーサルデザイン」が重要な配慮であることは言うまでもありませんが、環境、福祉、教育、効率など配慮しなければならない重要な政策は他にも多く、議会基本条例に「ユニバーサルデザイン」だけを特別に直接規定することはやや場違いな印象を受けます。	(1)(2)ご意見を参考に議会運営に取り組んでまいります。 (3)一般的にはまだ聞きなれていない単語ではありますが、日本語では「万人向け設計」となります。この単語の採用については委員会でも様々な議論がありましたが、日本語では逆に馴染みづらいついで、あえてカタカナ文字の採用としました。解説文には、日本語での訳文を盛り込ませていただきました。しかし、このたびのご意見を真摯に踏まえさらに議論してまいります。

第4条 議員の活動原則		
16	それぞれ条文の小見出しは、「活動原則」でなく「責務」とした方がいい。他の条例では市長や住民、企業の責務となっている例が多い。	(仮称)まちづくり基本条例との整合性を考慮しながら、今後の参考とさせていただきます。
17	議員及び会派に触れているが、議員または会派がどういう考えを持って行動しているかを明確にし、市民に分かるような手段、たとえばHPでの意見公開などに努力すべきと思う。議会での発言、議案に対する投票行動だけでは議員及び会派の目指すところが理解できない。	今後の取り組みについての参考とさせていただきます。
18	市議会の選挙区は<全市>ですから、「個別的事案の解決だけでなく、市民全体の・・・」は重要な指摘です。しかし、現実には全市的な視点からの問題提起もある反面、地元や支持団体の狭い利害を代表する活動も多い実態に鑑みて、「個別的事案の解決だけでなく」より「一部の地域や団体の利害に捉われず」の方が文脈としては適当ではないでしょうか。	ご意見は承ります。
第5条 会派		
19	議員及び会派に触れているが、議員または会派がどういう考えを持って行動しているかを明確にし、市民に分かるような手段、たとえばHPでの意見公開などに努力すべきと思う。議会での発言、議案に対する投票行動だけでは議員及び会派の目指すところが理解できない。	今後の取り組みについての参考とさせていただきます。
20	政策集団としての「会派」の必要性は認めますが、今後ますます多様化する市民の価値観やニーズに対応するためには同会派内でも案件ごとに意見が異なるケースが増えるでしょう。従って「党議拘束」は極力緩やかなものとすべきだと思います。	今後の取り組みについての参考とさせていただきます。
第3章 市民と議会の関係		
第6条 市民参加及び市民との連携		
21	本会議、委員会だけでなく、政策立案に当たって、事前に市民の意見を聞き、まとめる制度を取り入れるべきだと思います。	今後の取り組みについての参考とさせていただきます。
22	この条項は、市民参加及び市民との連携とあるので、第3項を起し、「必要な場合、議会は住民投票を提起し、住民の意思を直接問う」旨の規定を記述する。いずれにしても、団体（自治体）の解散・合併などの時は必要であろうし、他の重要項目も住民投票を想定する。手続きの詳細は別の条例でも構わない。	(仮称)まちづくり基本条例との整合性を考慮しながら、今後の参考とさせていただきます。
23	この規定も非常に重要ですが、実行を担保する仕組みについてより具体的に補強できないでしょうか。	実行を担保する仕組みについては、今後、議会運営委員会等で検討してまいります。

第7条 議会報告会		
24	目的が市民との意見交換となっておりますが、前文や第3条第2号で謳われている説明責任という趣旨についても、条文中に含めた方がよろしいのではないかと考えます。	前文や第3条の趣旨は、本条例全ての条文にかかっているものとご理解ください。
25	本文の内容は当市と市議会の諸事情を見るにおおむね適切であるが、難を言えば第3章第7条に不満が残る。ここはより踏み込んで議会報告会の実施を具体的に担保するものが欲しい。 この第7条の修正が望ましいのであるが、それが難しくとも、この条例の制定は市議会の自己改革第一歩といえる。制定されると条例は前文および第1条に記した目的を遂行するため議会と議員を律する面を持つ。この面に期待する。 本素案を支持します。	今後、議会運営委員会等で検討してまいります。
26	(1) 「説明責任」という抽象的な目標を実行する具体的な仕組みとして「議会報告会」は評価できます。 (2) さらに予算議決議会の前と決算承認議会の後の最低年2回などの規定があるとより具体的で効率的な実行の仕組みになります。	今後、議会運営委員会等で検討してまいります。
第8条 意見提案手続		
27	「意見提案手続きを行うことができる」は弱すぎます。せめて第6条のように、「重要案件については原則として<パブコメ>にかけるものとし、その成果をなるべく反映させるよう努めるものとする」趣旨の規定が望ましい。	今後の取り組みについての参考とさせていただきます。
第4章 議会と行政の関係		
第9条 議員と市長等執行機関の関係		
28	「一問一答方式で行うことができる。」を「原則として一問一答方式で行うことができる。」と修正されたい。	ご意見は承ります。
29	「議員と市長等の関係は・・・緊張関係の保持」緊張関係という表現に違和感があります。「イスラエルとパレスチナ2国間の緊張関係」というと、両者間は悪化し、紛争に発展しそうです。「真摯な関係」とでもした方が前向きな感じです。	ご意見は承ります。
30	第2号の「反問権」に対する「議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、」の制限は、議員の発言権と同等のレベルでの規制であることが求められる。	ご意見は承ります。
31	一問一答方式と反問権は是非実現して頂きたいと考えます。	ご指摘いただいた趣旨を活かしながら、進めてまいります。
第10条 閉会中の文書による質問		
32	(1) 趣旨が良く分かりません。「議会として」とすれば、会派間の意見調整など複雑な問題が予想されます。 (2) 「議会」ではなく「議員」であれば分かりやすくなります。行政の対応は大変でしょうが。	閉会中に緊急を要する事案等が発生した場合に、議会として市長等に文書により回答を求めるものです。臨時議会の召集権がない議会の権能を高めることを目的としています。この条項は地方自治法に定められている調査権を補完するものであり、「議員」にひろげずに「議会」にその権限をとどめたものです。

第5章 議会における審議		
第11条 議会審議における論点情報の形成		
33	<p>(1) このように具体的に項目を論点としてあげることが有意義だと思います。</p> <p>(2) コスト計算について；</p> <p>① 可能な限り「積算根拠（数量と単価）」をつけることが重要であること、及び、</p> <p>② 経費だけでなく、できるだけ「費用対効果」の分析が重要であることも上述の通りです。</p> <p>(3) 第2項の「政策説明資料」について：行政が作成する説明資料が多くの場合分り難く、判断材料として不十分であることは良く経験されていると思います。議員が判断しやすい「説明様式」を策定してそれに従って記入することが効果的だと思います。「構想日本」が「事業仕分け」で実行している「事業シート」はその意味で非常に参考になります。</p>	<p>(1) (2) 条文からも分かる通り、「求めることができる」規定となっております。「議会」が主語となるため、条文としては限界と考えます。今後の運用、執行部との協議の上で議会として取り組んでまいります。(3) 今後の取り組みについての参考とさせていただきます。</p>
第6章 議員間の自由討議		
第12条 議員間の自由討議		
34	<p>第2項の趣旨はよく理解できません。なるべく出席して頂くべきではないのでしょうか。</p>	<p>議員間の議論を尽くし、議会としての合意形成を図ることを目的としています。</p>
第13条 政策討論会		
35	<p>政策討論会のイメージがつかみにくい印象を受けますので、もう少し具体的な内容の文言にされた方がよろしいのではないかと考えます。</p>	<p>今後、議会運営委員会等で検討してまいります。</p>
36	<p>全体的に、議員個人ではなく、議会全体としての役割や機能などを明確に位置づけようとしている意思が感じられる点をまず評価したいと思います。</p>	<p>ご指摘いただいた趣旨を活かしながら、進めてまいります。</p>
37	<p>個人的には議員の定数や報酬について議論する前に資質を向上させることが市民にとって有益となると考えていますので、その点についても評価しています。</p>	<p>ご指摘いただいた趣旨を活かしながら、進めてまいります。</p>
38	<p>定数や報酬については長期的な視点を持って、慎重に議論する必要がある課題ですから、公聴会や参考人制度を十分に活用するという第25条と第26条の趣旨には賛同いたします。</p>	<p>ご指摘いただいた趣旨を活かしながら、進めてまいります。</p>
第7章 委員会の活動		
第14条 委員会の運営		
第15条 議会運営委員会		

第8章 政務調査費	
第16条 政務調査費	
39	<p>(1) 将来仮に議員報酬が減額される場合にも(第24条・第25条へのコメント参照)、政務調査費は増額すべきだと考えます。</p> <p>(2) 現在の議会は、主要な機能である①条例制定、②予算議決・決算承認、③行政執行の監視、が十分に機能しているとは言い難いからであり、その原因の一つは率直に云って議会全体としての「知見」の不足だと思っています。もちろん議員個人としては一定のテーマに関して立派な見識をお持ちの方もおられますが、広範な行政事業に関してプロ集団である行政には及ばないことが多いので、それを補充することが極めて重要だと考えます。</p> <p>(3) そのために、議会事務局の独立と拡充などと併せて、政務調査費の増額が必要だと考えます。</p> <p>(4) ただし、「第2の給料」と市民に批判されないためにも、領収書添付は当然として、報告書・論文・資料の提出を義務付け、他人の論文の借用や市政と関係のない資料には支給しないなど、厳しい査定を条件とすべきです。</p>
	<p>(1) ご意見は参考にさせていただきます。</p> <p>(2) ご意見は承ります。</p> <p>(3) 地方自治法や条例により、議会事務局の局長やその他の職員の任免は議長が行っております。ご意見は参考にさせていただきます。</p> <p>(4) 所沢市議会では、条例、条例施行規則、使途基準などを設けて政務調査費については、全ての支出に関し領収書の添付を義務付けております。</p>
第9章 議会及び議会事務局の体制整備	
第17条 議員研修の充実強化	
40	<p>(1) 当然の規定ですが、単なる精神規定で良いのでしょうか。もう少し具体的な内容が盛り込められればより効果的ではないでしょうか。</p>
	<p>本条例は議会が担うべき役割を果たすために必要な基本的事項を定めたものであり、個別具体的な事項に関しましては、別途検討してまいります。</p>
第18条 議会事務局	
41	<p>(1) 「議会事務局が行政情報の提供に努める・・・」は、議会が行政に依存している印象を与えます。議会が本気で行政のチェック機能を果そうとするのであれば、議会事務局の独立と拡充が必要です。</p> <p>(2) もちろん、議会・議員が行政情報を迅速・正確・詳細に把握することは必要ですが、そのためには行政から直接情報を入手するための仕組みと条文が必要だと考えます。</p>
	<p>(1) 地方自治法や条例により、議会事務局の局長やその他の職員の任免は議長が行っております。また、議会事務局は同法などにより議長の命を受け、議会に関する事務に従事しております。議会事務局に関するご意見は参考とさせていただきます。</p> <p>(2) 議員が市から情報を入手するには、資料提供依頼制度があります。条文化についてのご意見は参考とさせていただきます。</p>
第19条 予算の確保	
42	<p>(1) 議会が実質的な二元代表制を目指すのであれば、第18条で規定された「議会事務局の調査機能・法務機能の充実強化・組織体制の整備」に加えて、</p> <p>(2) 議員自身の調査能力の充実が必要です。そのために、政務調査費の拡充と条件付けが必要なことは、第16条で述べたとおりです。</p>
	<p>議員の調査力の充実に関しましては、本条例第17条等に規定しております議員研修の充実強化等により図ってまいります。ご意見は参考とさせていただきます。政務調査費の使途基準に関しましては、所沢市議会では、条例、条例施行規則、使途基準などを設けて、政務調査費については全ての支出に関し領収書の添付を義務付けております。</p>
第20条 議会図書室	

第21条 議会広報の充実		
43	<p>市議会の情報発信は改善されつつあるが、傍聴規程等は戦前のままでは。「周知」とは何か。もっと市民が参加しやすく、分かり易くする努力が必要。</p> <p>討議案件に対する各議員の投票行動結果を議会報に掲載してはどうか。有権者は、自分が支持した議員がどう行動しているか気がかりである。</p> <p>さらに同条3項の具体策不明、「市民の声を取り入れる」方法を具体的に考えるべき。例えば委員会に市民委員を入れるとか。さらに議会活動全般に対する市民の声を聞くルート確保のために「議会への手紙」を開設してはどうか。</p>	<p>傍聴規則などに関してのご意見は参考とさせていただきます。現在、議案に対する会派ごとの賛否は、市議会だよりを通じて市民の皆さまにお知らせをしております。各議員の賛否の公開に関しましてのご意見は参考にさせていただきます。市民の皆さまのお声を取り入れる方法に関しましては、傍聴をされた方へのアンケートや市議会だよりを通じてのアンケートなどを行っているほか、随時受け付けておりますが、ご意見は参考とさせていただきます。</p>
44	<p>(1) 「市民に分りやすく」は正しい問題意識ですが、上述2. (2)の通り「分りやすい」資料作成は簡単ではありません。2点だけ具体的な留意点を指摘すると、①経費に関しては積算根拠(数量×単価)及び比較(過去の推移・目標・類似自治体など)、②費用対効果</p> <p>(2) 議会広報の充実は当然ですが、より具体的には、①重要議案の簡単な(しかし「分りやすい」)解説、②賛否双方の簡単な(しかし「分りやすい」)解説、③議員ごとの賛否:この点は「情報公開」の重要な部分です。公開になじまない個人情報除いて。</p>	<p>(1) ①②に関しましては、第11条の「議会審議における論点情報の形成」で規定している情報を資料として提出させるものです。</p> <p>(2) ①②③に関しましては、今後、議会運営委員会等で検討してまいります。</p>
第22条 専門的識見の活用		
45	<p>(1) 反論ではありませんが、基本条例に規定するまでもない当然のことです。</p> <p>(2) 強いて言えば、「専門的識見」を充実するための具体案として第16条を補充。</p>	<p>(1) 所沢市議会では昨年今年と専門的識見の活用をいたしました。全国的には数例というのが現状です。今後も積極的に活用してまいります。(2) 今後検討してまいります。</p>
第23条 附属機関の設置		
46	<p>「付属機関」とは具体的にどのような組織を考えておられるのでしょうか。</p>	<p>市政全般に関わる事項を審査していただく機関です。現在の所沢市では議会に関する事も行政側が決めた機関で審査されております。議会の独立性を高めるために規定したものです。会津若松市議会では「政治倫理審査会」がございます。</p>
第10章 議員の政治倫理、身分及び待遇		
第24条 議員の政治倫理		
47	<p>議員は特別職の公務員である。政治倫理の規範だけでなく、地方公務員法に代わる役割、義務条項を何らかの方法で設けた方がいい。</p>	<p>(仮称)まちづくり基本条例との整合性を考慮しながら、今後の参考とさせていただきます。</p>

第25条 議員定数		
48	100年に一度あるかないかの大不況に見舞われ市民の生活も大変厳しい状況下にあります。リストラ、賃金カット他所得ダウンに加え、納税はむしろ増える傾向にあります。市民の税金で賄われている議員関連の支出は最低でも10%削減すべきだと考えます。定数も36名は多すぎます（緊急に30名を提案します）。	本条項は議員定数の改正についての手続きを定めたものであり、議員定数そのものを規定したものではありません。
49	第25条及び第26条の第3項「公聴会制度及び参考人制度」は定期的開催し広く市民に情報を開示すべきだと思います。開催日時を決めないと「先送り」の可能性がります。決められないなら第3項は削除して下さい。以上、第25条、第26条について提案致します。	本条項は議員定数の改正についての手続きを定めたものであり、議員定数そのものを規定したものではありません。
50	第25条（議員定数）、第26条（議員報酬）の議員の身分及び待遇を、議会基本条例に定める理由は何か？議員自身に直接関わる定数と報酬は、議会基本条例ではなく、市民の「自治基本条例」に制定し、市民主導で決めるべきではないか？策定中の自治基本条例が制定されるのを待つことはできないのか？	本条項は議員定数の改正についての手続きを定めたものであり、議員定数そのものを規定したものではありません。
51	公聴会、参考人制度とは具体的にどういうものか？過去に所沢市議会では何回、開催されたのか？国会では、各党があらかじめ推薦する公述人が選ばれ、実際に公募で選ばれる公述人は少ないとも聞くが、選考基準はどのようになっているのか？	ご質問の公聴会に関しては平成21年1月29日に開催された「議会基本条例制定に関する特別委員会」の公聴会が初めてです。参考人に関しては、昭和57年、平成5年、平成10年に各1回計3回過去に行われております。選考基準に関しても、今後、議会運営委員会等で検討してまいります。
52	第11章第27条見直し手続きに沿って、定数と報酬も一般選挙を経た任期開始後、見直すのか？（特に定数については選挙が終わった直後より、選挙の1年前の方が望ましいと考える）	本条項は議員定数の改正についての手続きを定めたものであり、議員定数そのものを規定したものではありません。
53	急激な景気悪化により、派遣切りや給料削減が社会問題となっている。市民の生活は非常に苦しく市民は減税を望んでいる。市民が議会費削減等をチェックするような場を設ける条文はできないか？また、景気悪化に伴う議員報酬の削減を所沢市議会は考えているのか？	本条項は議員定数の改正についての手続きを定めたものであり、議員定数そのものを規定したものではありません。

54	<p>今日の毎日新聞投書欄に米国、ダコタ州の市議会議員定数は7名（人口10万人）とあり、日本国内の議員の多いことを指摘しています。いま不況が逼迫しているときに、このような条例をのんびり検討していることは適切と思えません。内容審議より前に、当面、議員数を減らし、報酬を削減し、更に市の職員に至るまで減給が及ぶことで、膨大な節減金額を、他市に先駆けて打ち出すべきであります。市長の給料削減は実行されたのであれば、全員が見習うべきです。まず、削減を実行してから、このような改正を検討されてはいいかと思えます。市民から見ると、条例云々は小田原評定的な茶番に見えます。</p> <p>条例の内容でいえば、これは市民へとびらを開くのではなくて、新しい垣根ができるのではないかと思います。意見を出しにくくなるということが杞憂であればいいのですが、議会が遠くなることはやめてほしいと思えます。十数年前に、40名定員を36人にしたことがあり、喝采を送りました。その後議会は何もしていないように見えます。議員諸兄の奮起を望みます。例えば近隣の解雇失職社員を助けてあげてください。</p>	<p>議会基本条例によって議会及び議員の活動原則や役割をより明確にしていくことを目指します。</p>
55	<p>国会議員には73歳の定年制があります。所沢市議にも定年制を定め（70歳が良いと思います）議員定数の削減を推進して下さい。民間の定年は60歳。最近では50代の後半には早期退職の勧告があります。高齢の方でも立派な方もいますが、やはり若い人の新鮮なアイデア、行動力にはかないません。定年制を設けることにより多選の防止にも役立ちます。ぜひ市議会で決め実行してください。</p>	<p>国会議員に定年制はありません。定年制は憲法違反との指摘もごさいます。</p>
56	<p>（1）第25条と第26条は、今後の自治体議会の在り方にとって重要な問題を含んでいますので、一括してコメントします。</p> <p>（2）私見は、これからの日本（及び世界）の経済・社会の構造的変化についての厳しい見通しを前提としています。詳細は省略しますが、日本経済・社会の構造的変化は避けられず、一例を挙げれば、ワークシェアリングも社会の一部だけでなく、行政にも及ぶ可能性さえあると考えています。その際、議会としても「行政に範を垂れる」意味で定員・報酬についても弾力的な対応が必要だと考えます。</p> <p>（3）上記の前提で考えると、</p> <p>①議員定数に関する考え方は、報酬を厚くして少数精鋭で対応するか・報酬を下げて門を広げるかの双方があり、それぞれに論拠があります。</p> <p>②上記のような構造的な変化やワークシェアの可能性；議員報酬や身分保障が有権者の一般的所得水準に較べてかなり恵まれていることを考慮すれば、下方修正方向は不可避ではないかと考えます。</p> <p>③但し、上記第16条で述べたように、議員としての資質向上のために「政務調査費」を厳しい条件の下で増額することとセットで考えるべきです。</p>	<p>本条項は議員定数の改正についての手続きを定めたものであり、議員定数そのものを規定したものではありません。</p>

第26条 議員報酬		
57	100年に一度あるかないかの大不況に見舞われ市民の生活も大変厳しい状況下にあります。リストラ、賃金カット他所得ダウンに加え、納税はむしろ増える傾向にあります。市民の税金で賄われている議員関連の支出は最低でも10%削減すべきだと考えます。定数も36名は多すぎます（緊急に30名を提案します）。	本条項は議員報酬の改正についての手続きを定めたものであり、議員報酬そのものを規定したものではありません。
58	第25条及び第26条の第3項「公聴会制度及び参考人制度」は定期的に開催し広く市民に情報を開示すべきだと思います。開催日時を決めないと「先送り」の可能性があります。決められないなら第3項は削除して下さい。以上、第25条、第26条について提案致します。	本条項は議員報酬の改正についての手続きを定めたものであり、議員報酬そのものを規定したものではありません。
59	第25条（議員定数）、第26条（議員報酬）の議員の身分及び待遇を、議会基本条例に定める理由は何か？議員自身に直接関わる定数と報酬は、議会基本条例ではなく、市民の「自治基本条例」に制定し、市民主導で決めるべきではないか？策定中の自治基本条例が制定されるのを待つことはできないのか？	本条項は議員報酬の改正についての手続きを定めたものであり、議員報酬そのものを規定したものではありません。
60	公聴会、参考人制度とは具体的にどういうものか？過去に所沢市議会では何回、開催されたのか？国会では、各党があらかじめ推薦する公述人が選ばれ、実際に公募で選ばれる公述人は少ないとも聞くが、選考基準はどのようになっているのか？	ご質問の公聴会に関しては平成21年1月29日に開催された「議会基本条例制定に関する特別委員会」の公聴会が初めてです。参考人に関しては、昭和57年、平成5年、平成10年に各1回計3回過去に行われています。選考基準に関しても、今後、議会運営委員会等で検討してまいります。
61	第11章第27条見直し手続きに沿って、定数と報酬も一般選挙を経た任期開始後、見直すのか？（特に定数については選挙が終わった直後より、選挙の1年前の方が望ましいと考える）	本条項は議員定数の改正についての手続きを定めたものであり、議員定数そのものを規定したものではありません。
62	急激な景気悪化により、派遣切りや給料削減が社会問題となっている。市民の生活は非常に苦しく市民は減税を望んでいる。市民が議会費削減等をチェックするような場を設ける条文はできないか？また、景気悪化に伴う議員報酬の削減を所沢市議会は考えているのか？	本条項は議員報酬の改正についての手続きを定めたものであり、議員報酬そのものを規定したものではありません。

63	<p>今日の毎日新聞投書欄に米国、ダコタ州の市議会議員定数は7名（人口10万人）とあり、日本国内の議員の多いことを指摘しています。いま不況が逼迫しているときに、このような条例をのんびり検討していることは適切と思えません。内容審議より前に、当面、議員数を減らし、報酬を削減し、更に市の職員に至るまで減給が及ぶことで、膨大な節減金額を、他市に先駆けて打ち出すべきであります。市長の給料削減は実行されたのであれば、全員が見習うべきです。まず、削減を実行してから、このような改正を検討されてはいかかと思えます。市民から見ると、条例云々は小田原評定的な茶番に見えます。</p> <p>条例の内容でいえば、これは市民へとびらを開くのではなくて、新しい垣根ができるのではないかと思います。意見を出しにくくなるということが杞憂であればいいのですが、議会が遠くなることはやめてほしいと思えます。十数年前に、40名定員を36人にしたことがあり、喝采を送りました。その後議会は何もしていないように見えます。議員諸兄の奮起を望みます。例えば近隣の解雇失職社員を助けてあげてください。</p>	<p>議会基本条例によって議会及び議員の活動原則や役割をより明確にしていくことを目指します。</p>
64	<p>(1) 第25条と第26条は、今後の自治体議会の在り方にとって重要な問題を含んでいますので、一括してコメントします。</p> <p>(2) 私は、これからの日本（及び世界）の経済・社会の構造的変化についての厳しい見通しを前提としています。詳細は省略しますが、日本経済・社会の構造的変化は避けられず、一例を挙げれば、ワークシェアリングも社会の一部だけでなく、行政にも及ぶ可能性さえあると考えています。その際、議会としても「行政に範を垂れる」意味で定員・報酬についても弾力的な対応が必要だと考えます。</p> <p>(3) 上記の前提で考えると、</p> <p>①議員定数に関する考え方は、報酬を厚くして少数精鋭で対応するか・報酬を下げて門を広げるかの双方があり、それぞれに論拠があります。</p> <p>②上記のような構造的な変化やワークシェアの可能性；議員報酬や身分保障が有権者の一般的所得水準に比べてかなり恵まれていることを考慮すれば、下方修正方向は不可避ではないかと考えます。</p> <p>③但し、上記第16条で述べたように、議員としての資質向上のために「政務調査費」を厳しい条件の下で増額することとセットで考えるべきです。</p>	<p>本条項は議員報酬の改正についての手続きを定めたものであり、議員報酬そのものを規定したものではありません。</p>
65	<p>市職員、及び議員の処遇は適正か。総務省資料によれば「（市職員の）給与水準の適正度に課題（高すぎる）」とある。市職員にしろ議員にしろその処遇を自分たちで決めるのはおかしい。納税者、有権者である市民に直接問うべきでは。</p>	<p>本条項は議員報酬の改正についての手続きを定めたものであり、議員報酬そのものを規定したものではありません。</p>
第11章 補則		
第27条 見直し手続		
66	<p>「一般選挙を経た任期開始後速やかに」だけでなく、「任期の途中」での評価が効果的だと思います。できれば毎年1回実施する意義は大きいと思います。</p>	<p>今後の取り組みについての参考とさせていただきます。</p>

全般		
67	<p>第26条の次に1条を追加し、「(傍聴)」を加える。</p> <p>第〇条 傍聴は所沢市議会傍聴規則に定める市民の傍聴に関し、傍聴者の求めに応じて議案の審議に用いる資料等を提供するなど、市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めるものとする。</p> <p>(注) 現傍聴規則は「市民に傍聴させてやる、認めてやる。」の規則になっている。文言、内容を至急検討されたい。</p>	<p>ご指摘いただいた趣旨を活かしながら、進めてまいります。</p>
68	<p>現在、市の「まちづくり基本条例」はこれからスタートしようとしているが、議会の方は一足も二足も早く進んでいる。市議会の見識と努力には感服するが「市民としては両条例の間に整合が取れていないのは困る。」市民が選んだ「市長と市議会議員とがバラバラな規則」では市民が困るんです。議会が先行するのなら「市長のまちづくり基本条例」発足に際し、両規則を調整し、修正する。(修正条項の追加)</p>	<p>(仮称)まちづくり基本条例との整合性を考慮しながら、今後の参考とさせていただきます。</p>
69	<p>市民委員会もスタートした「まちづくり条例」との整合性はどうか考えていらっしゃいますか。</p>	<p>(仮称)まちづくり基本条例との整合性を考慮すべきと認識しております。なお、整合性を考慮した結果、第1次素案にあった最高規範性の条項を削除いたしました。</p>
70	<p>今回の議会基本条例の制定には基本的に賛成致します。多くの課題が山積している所沢市、その解決には市民を巻き込んだ運動・活動が必要です。理想から言えば、自治基本条例制定が先行すべきですが、今回の動きは否定しません。但し、今後の自治基本条例制定への議会の関わり方が気になっています。現在は、行政主導で委員会活動が始まっています。しかし、市民から負託を受けた議員も率先して参加、市民—議会—行政が一体となって推進することが望まれます。この辺りの姿勢について聞きたいと思います。必要なら修正条項を追加し、自治基本条例制定への参加と整合性の確保を明確にすべき。</p>	<p>所沢市議会では、平成19年2月27日に「まちづくり基本条例に関する特別委員会」において提言を行っております。</p>
71	<p>「所沢をどんな町にするのか、したいのか」が不鮮明です。市民憲章、総合計画に記載されていると言われても、余りにも漠然としすぎて理解に苦しみます。市民は理解、合意出来ているのでしょうか。議会の立場ではどう考えているのでしょうか。</p>	<p>本条例は議会が担うべき役割を果たすために必要な基本的事項を定めたものであり、個別具体的な事項に関しましては、別途検討してまいります。</p>
72	<p>行政の質については、日本中の地方自治体の中では中の上でしょうか。議会の傍聴などの経験からは、行政—議会が一体となって明るい将来作り(具体性はありませんが)に取り組んでいるとも思えません。この点、条例ではどう扱っていますか。</p>	<p>本条例は議会が担うべき役割を果たすために必要な基本的事項を定めたものであり、個別具体的な事項に関しましては、別途検討してまいります。</p>
73	<p>議会基本条例では触れていませんが、市議会議員選挙での市民への情報不足は大きな問題。公開討論、政見放送のInter Net中継などを検討すべき。</p>	<p>本条例は市議会議員選挙について規定したものではありません。</p>

74	<p>他の条例との関係 (第6条、第14条、第16条、第18条、第20条、第23条、第25条、第26条ほか?)</p> <p>第1、議会基本条例として整備するには、他の条例との関連を取る必要がある。現在の該当条項の規定では、その条例に「丸投げ」の感が否めない。要するに、基本条例を改定しなくとも、各条例の改定で済んでしまうことになる。それでは基本と謳いながら「メニュー条例」もしくは「目次条例」に過ぎなくなるので、きちんとすべきである。</p> <p>第2、他の条例に規定があるにも拘わらず、その条例が記述されている条項とされていない条項があるので、統一すべきである。市民に分かりやすい基本条例にする様 お願いしたい。</p> <p>第3、併行して検討が進んでいる「まちづくり基本条例(案)」との関係はどのようなものか。行政側は「自治体の憲法」というイメージを広げているので、議会基本法は、精神的・道義的には「まちづくり基本条例(案)」に従属すると考えて良いか。それとも「憲法的な要素は実は地方自治法であって、これらは基本法の位置」と理解すべきなのか。それとも「単に2つの基本法の位置づけ」として暮らしやく・安寧な所沢のため、当面切磋琢磨することのなるのか。(最後が選択すべしとの意見です)。</p>	<p>他の条例との関係については今後検討させていただきます。また、(仮称)まちづくり基本条例との整合性については、所沢市議会では、平成19年2月27日に「まちづくり基本条例に関する特別委員会」において提言を行っております。</p>
75	<p>附則： もう少し「市民への<分かりやすい>説明」を丁寧に行った上で、「(仮称)まちづくり基本条例」との整合性も図りつつ実施すべきです。</p>	<p>本条例の策定にあたっては、公聴会やパブリックコメント、ミニシンポジウムを開催させていただきました。また、(仮称)まちづくり基本条例との整合性については、所沢市議会では、平成19年2月27日にまちづくり基本条例に関する特別委員会において提言を行っております。</p>